

令和8年度 部活動運営方針

京都市立嵯峨中学校
生徒指導部

1. 活動時間

- ◎学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振替える)
- ※大会参加とは、中体連または各競技団体が主催する大会に限る。
- ◎長期休業日の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養がとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ◎1日の活動時間は、長くとも平日では2時間まで、学校の休業日は3時間までとし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ◎延長は不可(ただし、公式戦の会場準備などで残る場合は、完全下校後、30分程度で準備のみ可とする。その場合は職朝で連絡すること)
- ◎春休み、夏休み、冬休み、土日、祝祭日は9時開始(体育館は8時)～17時完全下校とする。
(試合等で準備を要する場合はこの限りではない)
- ◎早朝練習は行わない。

月・日	終了時間	完全下校
通年	16時45分	16時55分

2. 活動停止日

- ◎原則 火曜日・木曜日は部活動停止日とする。さらに、以下の日は、部活動を停止する。

会議・研修日、入学式準備日及び当日、夏季小中合同研修会当日、夏休み・冬休み学校閉鎖期、
体育大会準備日及び当日、嵯峨中パレード当日、合唱コンクール準備日及び当日
卒業式準備日及び当日、離任式当日、専門委員会、テスト1週間前。
ただし、公式戦1週間以内の時は短時間の活動を認める。事前に部活動係・教務部・管理職へ連絡すること。

※その他、特別な事情により停止日を設定することもある。

3. 練習時の服装

- ◎次の3パターンとする。
①体育時の服装 ②試合時のユニフォーム ③部活で認められた各部の練習着(チームジャージ等)

4. 部費

- ◎1人ヶ月 400円以内とする。(※年度末に会計報告を保護者に通知すること)

5. 校外での活動

- ◎参加生徒は希望者のみとし、保護者の了解を得ること。
校外活動届は7日前(泊なし)、14日前(泊あり)までに必ず管理職まで提出をすること。
※合宿費等を臨時徴収した場合は終了後速やかに会計報告を保護者に通知すること。

6. 退部

- ◎退部の段取りは次の通り。
顧問・担任に相談→生徒指導部に提出。

7. その他

- ◎下校時は練習着のまま下校してもよい。
- ◎土日、祝祭日、休業日、春休み、夏休み、冬休みは練習着で登下校してもよい。
- ◎缶類(お茶も含む)の持ち込みや買い食いなどをしないこと。昼食を外に買いに出るのも不可。
- ◎更衣場所は、学習室・プレイルームを利用し、荷物は練習場所へ持っていく。活動・更衣場所はしっかりと整理・整頓をし、貴重品は各自または部で管理する。
- ◎学校の校舎まわり・学校敷地周りのランニングは禁止する。北校舎・中校舎の間は活動不可とする。
- ◎学校の規則・公衆マナーを守り、嵯峨中学校の生徒として恥ずかしくない行動をとる。
- ◎校外での活動は、必ず顧問・部活動指導員が引率する。